

令和4年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和4年5月27日 午後 2時00分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、令和4年第3回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>執行部の産業振興課 名原課長より、職務上の都合により欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p>
々	<p>これより、令和4年第3回川本町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、3番圓山議員、4番本山議員を指名いたします。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p>
々	<p>お諮りいたします。</p> <p>本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長 異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 日程第3、「町長あいさつ」を行います。
番外野坂町長。

番外 本日、令和4年第3回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員
野坂町長 の皆様には、万障お繰り合わせのうえご出席を賜り、誠にありがとうございます。皆様に、基本的な対策の徹底をはじめとする感染拡大の防止に、多大なご理解・ご協力をいただいておりますお陰をもちまして、高止まりしていた新型コロナウイルス感染者数が、ここにきて減少の兆しが見えてきており、深く感謝を申し上げます。希望する方々への3回目のワクチン接種につきましては、5月21日に概ね完了し、現在、国の方針を踏まえ、60歳以上や基礎疾患のある方々への、4回目の接種に向けた準備に入っているところです。このたび、先に政府が決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に呼応して、生活支援の対策を取りまとめました。臨時交付金を活用して、国からの給付に、町として上乗せした上で支給することで、国内外の社会経済情勢の変動の影響を受けた、物価高騰に直面している、低所得の子育て世帯の生活を支援してまいりたいと考えております。同じく影響を受けている、事業者の負担軽減に資する支援につきましては、県による支援の枠組み等を勘案しながら検討してまいります。町としましては、引き続き、取り巻く動向を注視し、国や県、医療機関と緊密に連携して、感染拡大の防止、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいります。

本日、ご提案申し上げます案件は、「第6次川本町総合計画」に掲げて、推進している重点プロジェクトのうち、「医療・介護・福祉サービスの強化」の実現に必要な条例案件2件でございます。議員の皆様には、慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 お諮りします。

この際、日程第4「議案第32号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」から、日程第5、「議案第33号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありま

議 長	<p>せんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
々	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決定いたしました。</p>
々	<p>執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、議案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。</p> <p>それでは、執行部から提案理由の説明を求めます。</p>
々	<p>日程第4、「議案第32号」から、日程第5、「議案第33号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。</p>
番外櫻本健康福祉課長	<p>「議案第32号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、ご説明いたします。本条例は、川本町地域福祉センターの用途廃止にあたり、設置管理条例の廃止をするものです。提案理由につきまして、記載しておりますので、ご覧ください。まず、施設の現状でございます。当該施設は、超高齢化社会を迎えている川本町の福祉基盤を踏まえ、地域福祉を強力に推進するため、多様化している福祉ニーズに対応できる機能を持つ地域福祉推進センターとして、充実した各種福祉サービス提供を図るため、平成4年度に保健センターとの複合施設として整備され運用が開始されました。また、設置運営にあたっては、国の通知であります「地域福祉センターの設置運営について」に基づき、設置主体が川本町、運営主体が川本町社会福祉協議会として整備されております。その後、平成12年度に介護保険法が創設されたことにより、地域福祉センターの主要事業であるデイサービス事業や配食事業等が他の事業所へ既に移行しており、サービスも充実したものとなっています。また、一般介護予防事業についても、介護予防拠点施設「悠湯プラザ」の設置や、住民との協働による地域包括ケアシステム構築に欠かせない、各集落集会所等を活用したミニデイサービスやサロンの運営などが実施されています。こうした理由から、設置当初の目的である地域福祉センターとしての機能は、既に当該地域における他の社会資源において充足している状況となっております。このような施設の現状において、現在、医療・介護・福祉サービスの強化に向けた取り組みを進めているところであり、「第6次川本町総合計画」重点プロジェクト「医療・介護・福祉サービスの強化基本プラン」に位置づけた地域医療の充実と安定的医療供給体制の維持実現に向け、地域包括ケアシステムを構築する上で欠かせない病院機能の充実と安定的医療供給体制の維持を目的として、当該施設及び敷地を社会医療法人の新病院移転整備</p>

番外櫻本健
康福祉課長 用地として提供する予定であります。以上の理由によりまして、用途廃止とするためでございます。なお、この条例の施行日は、令和4年6月1日としております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

々 続きまして、「議案第33号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。本条例は、川本町保健センターの用途廃止にあたり、設置管理条例の廃止をするものです。提案理由につきましては、記載しておりますをご覧ください。まず、施設の現状でございますが、当該施設は、平成4年度に町民の健康づくりを推進するため、地域に密着した健康教育、健康相談、健康診査、予防接種、栄養指導等の対人保健サービスを総合的に行う拠点及び福祉センター機能を有した複合施設として整備され、運用が開始されています。しかしながら、建設から30年が経過する中で、建設当初に比べ過疎及び高齢化が進行し、町民ニーズも単一拠点におけるサービス提供より、集会所等を活用した地域密着型サービスの展開に変化しており、現にサービスを提供しています。地域包括ケアシステムを全町的に展開していくためにも、集落単位でのサービス提供を実施し、行政と町民との協働の仕組みづくりは不可欠であります。また、プールを活用した機能回復訓練やトレーニング機器を活用した健康増進事業については、温水プール機能を完備した他の施設に機能が移行しております。こうした理由から、保健事業に係る社会資源は地域において充足している状況となっております。このような施設の現状において、医療・介護・福祉サービスの強化に向けた取り組みを進めているところであり、「第6次川本町総合計画」重点プロジェクト「医療・介護・福祉サービスの強化基本プラン」に位置づけた、地域医療の充実と安定的医療供給体制の維持実現に向け、地域包括ケアシステムを構築する上で欠かせない病院機能の充実と、安定的医療供給体制の維持を目的として、当該施設及び敷地を社会医療法人の新病院移転整備用地として提供する予定であります。以上の理由によりまして、用途廃止とするためでございます。なお、本条例の施行日は、令和4年6月1日としております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 それでは、「議案第32号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、質疑を行います。

々 質疑はありませんか。

5番木村議員。

5番
木村議員 前回もいろいろと論議をされましたけど、繰上償還等の関係について、ペ
ンティング等再提出されなかったところもあるんですけど、その後の経緯を
よろしくをお願いします。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長 これにつきましては、財政融資資金に係る処分承認ですが、許可が5月1
9日付でまいっております。

議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)

々 他ありませんか。
はい、1番香取議員。

1番
香取議員 条例の廃止自体は異論はないんですけども、細かい点について1点質問
させて下さい。今回の施行日が、令和4年6月1日からという事になってい
ますけれども、6月1日以降はこの施設を利用しないという理解でよろしい
でしょうか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 今、現在ですね、社会福祉協議会の事務所、それから子育てサポートセン
ターというのが動いております。一応予定では、7月の三連休のところ移
転をする予定にしておりますけれども、それまでについては事業というのは
継続する事になります。用途廃止によって指定管理は終わりますけれども、
引き続いてそういった経緯から移転になるまでは、引き続いて社協さんに普
通財産の維持業務管理の委託という位置づけで、お願いをしていきたいとい
うふうに考えております。

議 長 1番香取議員。

1番
香取議員 そうすると、別の契約という形になるという理解でいいですか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 はい、施設の業務管理という別の契約に切り替えて、実態としては続くんですけれども、契約上はそういうふうになんとか切り替えをしたいと考えております。

議 長 よろしいですか。
 (「はい」の声あり)

々 はい。他ありませんか。
 (「議長、日付を間違えました」の声あり)
 はい、訂正してください。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長 すみません。私、先ほどの許可日が5月19日と申し上げましたが、申請日と許可日を間違えておまして、許可は5月25日付でまいっております。

議 長 他ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第32号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第32号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、「議案第33号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、質疑を行います。

々 質疑はありませんか。ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

